

令和元年第7回宇佐市教育委員会会議録

令和元年6月25日午後4時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市民図書館に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教育長 竹内 新
教育長職務代理 古里 万里子
委員 佐藤 修水
委員 松永 建比古
委員 河野 浩一

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	竹下 富美子
社会教育課長	野 勝教
学校給食課長	久井田 裕
図書館長	松壽 敬

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

- ◎専決報告2 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について
(社会教育課)

- ◎附議事項

- 議第65号 宇佐市教育振興基本計画検討会委員の委嘱について
(教育総務課)
- 議第66号 指定校変更について
(学校教育課)
- 議第67号 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について
(社会教育課)
- 議第68号 史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について
(社会教育課)
- 議第69号 史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会委員の委嘱について
(社会教育課)
- 議第70号 宇佐市民図書館協議会委員の任命について
(図書館)
- 議第71号 宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員の委嘱について

(図 書 館)

◎報告事項

(1) 7月の行事等の予定について

(各 課)

(開会 午後4時00分)

- 教 育 長 令和元年第7回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局 (令和元年第6回の会議録を読み上げる)
令和元年第6回の会議録を各委員に諮り、承認される。
- 教 育 長 専決報告2宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社
会教育課に説明を求める。
社会教育課長 専決報告2宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご
説明いたします。2Pをご覧ください。
今回、委嘱する御堂了圓さんは、以前南院内地区の公民館長を
していただいております。現在は院内中央公民館長であり、
社会教育委員もしていただいております。
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 取り急ぎ発令をしたいということで、専決で対応いたしました。
承認していただいてもよろしいでしょうか。
異議がないようですので、専決報告2宇佐市地域学校協働活動
推進員の委嘱については、承認とし、次に議第65号宇佐市教
育振興基本計画検討委員会委員の委嘱について、教育総務課に
説明を求める。
- 教育次長 議第65号宇佐市教育振興基本計画検討委員会委員の委嘱につ
いて、ご説明いたします。3Pをご覧ください。
この検討会につきましては、宇佐市教育振興基本計画の策定時
に、この委員会を設置し、ご審議いただくということで、現在
ある基本計画は平成27年に策定をしまして、10年間の基本
計画として、今現在持っている計画であります。その計画は、
前期、後期に分かれており、前期5年が経った段階で改定をす
ることになっておりますので、来年度に改定を予定してござ
います。今年度、その中身の修正をします。今検討会の委員の
委嘱をして、ご審議いただくということで今回委嘱するもので
あります。委嘱にあたっては、検討会の開催要項第3条に構成

が書かれています。8人以内で構成し、教育委員会が委嘱するという流れでございます。その要綱第3条の構成員の(5)には教頭会代表がありますが、教頭会の代表については、今回は入れておりません。また(6)の社会教育委員長については、現在不在をなっております、7月中旬に決定すると聞いておりますので、決定次第、教育委員会でお諮りしたいと思います。学識経験を有する者ということで大分大学特認教授の山崎教授、教育委員会が必要と認めた者ということでPTA連合会代表の松本布城美さんを選出させていただいております。以上です。(詳細は議案に記載)

教 育 長 以上のメンバーで振興基本計画の後期5年間分の内容の検討をしていきたいと考えています。何か、ご意見等ありませんか。

委 員 以前、私もこれに関わったことがあるのですが、これは特別に全体を見直すということでしょうか。10年間を見通した計画だったと思うのですが、やはり時代にそぐわないようなことも出てくるでしょうから。かなり大変な作業だったものですから、また全体を見直すとなると大変だろうなと思っております。

教育次長 この教育振興基本計画については、市の上位計画に総合計画があります。総合計画と同じスパンで策定しております、総合計画についても、平成27年から10年間の総合計画で前期基本計画、後期基本計画ということで、総合計画も後期に向けて、見直しを行っております。それと合わせて、この教育基本計画も見直しを行っていくのですが、やり方としては、今持っているものをベースに変更が必要な部分を中心に見直しを行っていくというかたちで考えております。後期に向けて、必要な部分のみを修正していくという形になろうかと思っております。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第65号宇佐市教育振興基本計画検討委員会委員の委嘱については、承認とし、次に議第66号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第66号指定校変更について、ご説明します。小学校1年生1人、小学校2年生1人、小学校3年生1人、小学校4年生3人、小学校6年生2人の計8人です。なお、登下校においては、保護者が責任を負うこととなります。4Pをご覧ください。

(変更理由等は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。

委 員 特に問題にするようなものはないですね。

教 育 長 それでは、指定校変更の全8件につきましては、すべて承認と

いうことでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

今まで承認をしてきた中で、承認理由が、部活動、監督者不在によるものであれば、内容がはっきりとしていてわかるのですが、不登校になりそうだとか、心の病を抱えているようなお子さんが指定校変更を通じて、別の学校に通学するというところで、我々も何回か承認をしてきた訳ですが、その後指定校変更によって、通学している学校では順調にいつているのでしょうか。特に問題なければいいのですが。そういった心の不安定なお子さんのその後について、我々も承認をした以上、これでよかったのだろうかと思うことが時々ありますので、その後の状況がわかればなと思います。順調に通学していれば、よかったなと思いますし、順調にいつてなければ、今後も同じような申請がでてくると思いますので、我々も承認をする以上は責任を持ってやらなければならないと思っていますし、その後のお子さんたちがどういう風になっているのかなということは非常に気になります。

学校教育課長

指定校変更して、徐々に通学できるようになっているということは聞いています。少し長い目でみていき、教育委員会でまた詳しくお伝えできればと思います。

委員

以前、友達関係が理由で指定校変更したお子さんについてですが、うまくいかなくて、その次に指定校変更したのですが、卒業まで通学できたということです。だから、うまくいけるところまで相談にのっていくしかないのかなと思います。

教育長

それでは、委員さんからそういったご意見をいただきましたので、もし何か適宜報告できるような話があれば、学校教育課から情報提供をしていただければと思います。

それでは、議第66号指定校変更については、承認とし、次に議第67号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課に説明を求めます。

社会教育課長

議第67号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明します。6Pをご覧ください。

(詳細は、議案に記載)

この方は以前、安心院小学校のPTA役員をしていました。現在のところ、この方を含めまして、協育コーディネーターが31校中、16校決まっております。

教育長

何か、意見等はありませんか。

ないようですので、議第67号宇佐市地域学校協働活動推進員

の委嘱については、承認とし、次に議第68号史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第68号史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、ご説明します。7Pをご覧ください。

これにつきまして、文化財保護法により指定されております史跡宇佐神宮境内及び天然記念物であります宇佐神宮の社叢の保存と活用を図ることを目的とし、その整備等を行うために保存活用計画を策定する専門家等による委員会を設置するための要綱でございます。現在、保存管理計画というものができておりますが、平成4年3月に策定したものでありまして、これによって運用しているのですが、文化財の活用について、もう一步踏み込んだ形での計画を策定していきたいという風に思っています。文化庁の方からも活用計画を入れたものを作るようにと指導されておまして、この事業については、令和2年度、令和3年3月31日をもって終了ということで考えています。委員につきましては、次の議第69号の方でご説明します。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、ご意見等はありませんか。

委 員 員 この保存活用計画そのものを作り上げたら、この策定委員会は一応解散というか、自然消滅になるのですね。

社会教育課長 そうですね。

委 員 員 それまでは、宇佐神宮境内に類するものはなかったのですか。

社会教育課長 計画書のことですかね。計画書につきましては、平成4年3月に保存管理計画書というのが作られています。

委 員 員 それはどこが策定したのですか。

社会教育課長 宇佐市教育委員会です。教育委員会が策定して、主に宇佐神宮についてですが、行政として宇佐市教育委員会が管理しなければならない史跡ですので、宇佐神宮がすると、自分のところの恣意的なものになるところもありますので、そういったことを防ぐためにもということで市の方ですることになっています。これに基づいて、今運用しています。

委 員 員 ということは、これに類するものということで同じように、国の方から活用計画策定委員会を作るようにと指導があったのですか。

社会教育課長 そうですね。文化財保護法の方で、今までは保存・管理というふうになっておりましたが、活用というところで一步踏み込ん

で、この部分を改正しておりますので、そういったところで計画をそれぞれ個別につくるのと、市としての活用の計画を作るようにしていくという流れになっています。

委員 神宮としては、活用される側になるのですね。
社会教育課長 活用計画のときには、次ページにありますように委員として宇佐神宮の代表の方も入って、その中でどういう風にできるかということを決めていきます。

教育長 他には、何か意見等はありませんか。
ないようですので、議第68号史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会設置要綱の制定については、承認とし、議第69号史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第69号史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。
9Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教育長 何か、ご意見等はありませんか。私から、この方々は元々この史跡宇佐神宮境内、社叢について、何か検討が必要などときには加わってもらっていた方々という解釈でよろしいですか。

社会教育課長 補助事業の方で、宇佐神宮の池の浚渫等を行っているのですが、その委員会の委員の先生方もいらっしゃいますし、須股先生については、植物がご専門で天然記念物の社叢の保存計画等も作成していただいています。小野先生につきましては、史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会の委員ですし、武末先生については市内遺跡等、佐藤先生につきましても史跡を担当していましたので、宇佐神宮のことは大変詳しいと思っております。委員の皆さんは、これまでの市の事業に関わりのある方々に委員になっていただいております。

教育長 そうすると、保存活用計画自体は新規で作るが、委員の方々については、元々詳しい方々が事実上継続でということですね。
他に、何か意見等はありませんか。

ないようですので、議第69号史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会委員の委嘱については、承認し、次に議第70号宇佐市民図書館協議会委員の任命について、図書館に説明を求める。

図書館長 議第70号宇佐市民図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。10Pをご覧ください。

図書館法の第14条に公共図書館に図書館協議会を置くことができるという条文があります。宇佐市民図書館では、開館以来、宇佐市民図書館協議会を設置して、ご意見を伺っています。その際、同じ第14条の2項にその役割として、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とするということで、今回、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者という区分で委嘱させていただいております。宇佐市民図書館の条例の中には、図書館協議会委員について、20名以内という人数の規定があります。今回は13名の方に、委嘱しております。この度、任期が切れましたので、新たに2年間の任期で委嘱するわけなのですが、学識経験があるものの中に、議会の文教福祉常任委員長、学校教育の関係者の中に小中学校の学校図書館協議会の代表の先生に委嘱している関係で、5月にその3名の役職の方々が決まりましたので、今回委員の全体を示すということで議案とさせていただきます。基本的には、今までの方で、辞意の表明のなかった方々に再任をお願いし、役職でお願いしている、文教福祉常任委員長、学校図書館協議会の代表2名の方々について、新規ということで委嘱させていただいております。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 まず私から、この区分とか、所属団体等については、これまでと特に変更はないですか。

図書館長 はい、全く変更はありません。

教 育 長 新規・再任の別が書いてありますが、内諾はとってあるのですか。

図書館長 はい、すべて内諾をとっております。

教 育 長 わかりました。何か、ご意見等はありませんか。ないようですので、議第70号宇佐市民図書館協議会委員の任命については、承認とし、次に議第71号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員の委嘱について、図書館に説明を求める。

図書館長 議第71号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員の委嘱について、ご説明いたします。11Pをご覧ください。昨年度、第3次の子ども読書活動推進計画という冊子を平成31年3月付で作成しました。この策定委員会がこの計画の発行により、終了いたしましたので、今年度から改めて、第3次の計画を実行するための新しい実行委員ということで委嘱をしたいということです。この委嘱につきましては、平成27年6月30日付で

宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員会設置要綱というのを策定しております。この要綱に基づきまして、今回新たな2年間の委嘱をしたいということです。

(詳細は議案に記載)

教 育 長
委 員

何か、ご意見等はありませんか。

先ほど、議第70号宇佐市民図書館協議会委員の任命についても、同様なのですが、こういった役職指定の部分もやはりあると思うのですが、委員の方を任命するにあたっての承認について、この実行委員会や図書館協議会の会議があったときに、こういった内容を話したか、詳しい内容はそちらのような冊子でわかると思うのですが、毎月の教育委員会の報告事項の時などに、行事内容の報告に加えて、会議等でこういったことを話したかということ、そんなに詳しくなくてよいので、報告事項にいられていただきたいと思います。実際に所属団体からの役職指定が適当であるのかということも、やはり任命する以上は把握しておく必要があると思いますので、充実した会議であったことや会議のメンバーが任命した所属団体の方々に適当であったということも踏まえて、こういった内容で、こういった成果が上がりそうだとということも、簡単でよいのでご報告いただければと思います。私たちも、任命する方々のお一人お一人のことは、存じ上げない方も多いので、所属団体の代表だということ、任命されていますので、そういったことも含めて、会議の内容をお聞かせいただければなと思います。

委 員

任命する委員をみると、幼小中高、家庭教育、地域、行政というふうに全部が網羅されているので、この中で子どもの読書推進のことが決定されていくと、かなり一貫した読書活動ができるのではないかなと期待されるので、私もこの中で協議されている内容は知りたいなと思います。

教 育 長
図 書 館 長

では、次回より報告事項としてお願いできますか。

会議の内容につきましては、毎回、図書館協議会も子ども読書の実行委員会も会議録を作成して、記録として残しておりますので、いろいろな機会を通じて、その概要等を報告する場を持っていきたいと思っています。

教 育 長

折にふれて、会議の内容等をお話しいただければ、よりよいと思います。では、議第71号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員の委嘱については、承認とし、次に報告第1項7月の行事等の予定について、各課に説明を求める。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、ご意見等はありませんか。

委 員 社会教育課の7月20日の「宇佐学子ども講座」のバス研修についてですが、宇佐学子ども講座なのにバス研修でうみたまごと高崎山に行くのかなと疑問に思いまして。宇佐学を学んでいる子どもたちがお楽しみというかレクレーションのような感じでバス旅行に行くというイメージですか。

社会教育課長 この回は、うみたまごと高崎山の学芸員さんというか、そういった専門の方に水族館のご案内と高崎山のサル生態について、学びます。

委 員 宇佐学とあったので、宇佐のことを学ぶ講座かなと思ったので質問しました。

委 員 教育総務課の7月12日に適正規模の検討委員会が開かれることになっていますが、やはり保護者と地域の考え方の違いとか、そういった合意形成の難しさというのが大きくなってきていると感じますし、今現在学校に配置する人員も足りていない状況も絶対的な人数が足りないという中であって、難しさが迫ってきているような気がします。隣の豊後高田市は、学校を統合していく前に教育委員会で先進地である福岡県みやま市で学校を統合していく場合の合意形成過程のあり方や方法などを研修したということを知っていて、まだ宇佐市では統廃合の話は出ていませんが、宇佐市でもそういった研修を重ねていく必要が出てきているのではないかなと思いますので、そこらへんも考えていただきたいなと思います。

教育次長 今年度、適正規模適正配置の検討委員会を数回予定しているのですが、今現状としては、すぐに統廃合に向けたあり方を検討していくということではなくて、今の方向性としては、現在の学校数を維持しながら、地域ごとに各学校の状況に応じて、対応していくということに基本的にはなっています。今回は長寿命化という形で、学校施設の耐震化やプールの改修など予定していたものが一通り終わりますので、小規模校の耐震化はできているのですが、やはり施設自体は古いという状況があり、そういった施設にどこまで手を入れていくか、その部分について、ある程度基準を持って、改修等を行っていく上での基準を今年度は決めて、施設毎の長寿命化計画を策定していく前段の基準を検討していきたいというのが、今度の適正規模適正配置の検討委員会の開催の目的となっています。

委 員 条件的なものや環境的なものがありますが、統廃合について、合意形成というか考え方の部分も検討していかないとこれから

問題がでてくるのではないかと思います。

教育次長

そうですね。ずっとこのままではいけないだろうと想着いますし、当然統廃合といった声も出てくると想着いますので、時期がくれば、合意形成をはかっていくために研修などをして勉強していく必要はあると想着います。

教 育 長

適正規模適正配置検討委員会の中で、今の学校数を維持するという考え方なのだという説明はこちらからもしているのですが、かえって委員さんの方から地域には色んな考え方の人がいると。そういった意見もきちんと汲み取って、検討してほしいという意見も出されていきました。ですので、委員がおっしゃったように統廃合をやるかやらないかはともかくとして、確かに先進地の視察をして、今後何を検討すべきかを勉強しなくてよいというわけではないのだろうと想着います。ご意見ありがとうございます。他に、ご意見等がありますか。

社会教育課長

ないようですので、次にその他事項ですが、小部遺跡発掘調査に関する現地説明会について、社会教育課に説明を求める。

お手元にチラシをお配りしていますが、以前小部遺跡の発掘調査についてご報告いたしました、一般の方々に対しましての現地説明会を6月30日（日）14時～15時で予定しております。場所は大字荒木になるのですが、駐車場がありませんので、教覚寺の方に駐車させてもらい、少し歩きますが現地のほうにご案内したいと想着います。日曜日ですが、よろしければお出でいただければと想着います。

教 育 長

何か、ご質問等はありませんか。ないようですので、次回教育委員会の日程について。

事 務 局

次回教育委員会の日程についてですが、7月25日木曜日の午後2時から教育委員会2階会議室で開催したいと想着いますが、如何でしょうか。

教 育 長

7月25日木曜日の午後2時00分からでよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

教 育 長

異議がないので、次回の教育委員会は7月25日木曜日の午後2時から、教育委員会2階会議室で開催します。

議題等は全て終えましたが、全体を通して、なにかご意見等はありませんか。

委 員

以前、教育委員会でお話の出たバス路線の件はどうなりましたか。

学校教育課長

現在6月議会に補正予算として提出しております。現在バスで通っている生徒が1人おりますので、その生徒についてはスク

ールバスで対応します。スクールバスと言ったのですが、形態はいろいろありまして、この分についてはタクシーでの運用となります。

この生徒の他に、4人ほどいて、通学方法で自転車を選択している生徒もいます。今度の対象の方は、バス通学を選択されて、バスの定期券代を遠距離通学の補助でしていました。バス路線が廃止になるということで、スクールバスで対応することになります。今後も、通学方法で自転車を選択するか、スクールバスを選択するかというようなことになるかと思えます。

委員 保護者は、学校からその内容を聞いたらしく、とても喜んでいました。

教育長 他に、何かご意見等はありませんか。
各委員に諮り確認のうえ、第7回宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後5時26分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。